

第6期第4回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和5年3月29日(水) 午前10時00分から正午まで
会議形式	対面形式(横浜市庁舎18階 みなと1・2・3会議室)
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠席者	なし
関係局	環境創造局
開催形態	公開(傍聴者0人、取材0人)
議 題	1 「これからの緑の取組 [2024-2028] (素案)」等について 2 「令和4年度 横浜市税制調査会報告書 一人住民税の再検討:最近話題の3論点-」(案)について
議 事	別紙「議事録」のとおり
資 料	【議題1 資料1】「これからの緑の取組 [2024-2028] (素案)」等について 【議題1 別紙1】これからの緑の取組 [2024-2028] (素案) 本編 【議題1 別紙2】これからの緑の取組 [2024-2028] (素案) の体系 【議題1 別紙3】これからの緑の取組 [2024-2028]について 【議題2 資料】「令和4年度 横浜市税制調査会報告書 一人住民税の再検討:最近話題の3論点-」(案) ※【議題2 資料】の掲載は、確定版の報告書に代えさせていただきます。

第6期 第4回 横浜市税制調査会 議事録

令和5年3月29日(水)

午前10時00分から正午まで

横浜市庁舎18階 みなと1・2・3会議室

<p>税 制 課 長</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より、第6期第4回横浜市税制調査会を始めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、今回は、およそ3年ぶりになります。皆様お集まりいただき、対面形式での開催ということで、よろしくお願いたします。</p> <p>まず会議の開会にあたりまして、定足数ですが、本日は委員の皆様全員ご出席いただいておりますので、定足数を満たしていることをご報告させていただきます。</p> <p>次に、本日の税制調査会の議題になりますが、お手元の次第のとおり、議題が2つございます。まず、最初に、前回に引き続き、横浜みどり税に関連する議題として、「これからの緑の取組[2024-2028] (素案)」等について、環境創造局から報告を受け、ご議論いただきます。環境創造局から資料に沿って、議事の中でご説明をさせていただきます。それからもう一つ、今年度前半に活発にご議論をいただきました「個人住民税の今日的課題」に関する報告書案につきまして、事前にご確認、ご意見をいただいておりますので、今回の会議で報告書の内容を確定し、とりまとめとさせていただきます。</p> <p>続きまして、本日の会議の公開についてですが、調査会の会議は原則として公開するものとされておりますが、これにかかわらず、調査会の会議の全部または一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。座長、いかがいたしましょうか。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい。今回の議題は、非公開にするようなものは一切ありませんので、公開でいきたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p>
<p>税 制 課 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは早速、議事に入っていきたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい。それでは久しぶりに皆さんの顔を拝見しながらやるという、喋りやすくなりまして、大変活発なご議論をぜひいただきたいと思っております。ちょうど我々税制調査会が審議をしてきた横浜みどり税の終了の時期が来ております。本日は少々微妙な時期なのですけれども、環境創造局からすると、令和6年度以降の計画の話ということで、ただそれと横浜みどり税との関係というのは、今のところまだ我々発言するところではありませんので、ちょっと微妙なのですが。令和6年度以降の環境創造局の事業計画をお聞きしながら、我々が来年度審議をする「横浜みどり税をどうするのか」ということの事前の参考資料という形でお聞きをします。ただ、我々がみどり税の制度を考えたときには、既存の事業と、新規のみどり税を充てる事業ときちんと区別をしましょうということを提言していますので、そこも意識しながら、みどり税をもしも継続する必要があるのであれば、どういうことが求められるのかというところは忘れずに、ご議論・ご発言をいただければと思っております。ちょっと時期的に微妙なところもあるのですが、今申し上げたような状況ということをご理解いただいた上で、今日、第1の議題、環境創造局のお作りになる「これからの緑の取組」2028</p>

	<p>年までの計画をお聞きをして、いま申し上げたような観点でぜひご意見を頂戴できればと思っております。それでは、とりまとめに大変な御努力をされているようですが、資料1になります、「これからの緑の取組」(素案)を、まずはご説明をいただければと思います。お願いいたします。</p>
みどり政策調整 担当課長	<p>環境創造局政策課みどり政策調整担当課長の岩間です。よろしくお願いいたします。着座にてご説明いたします。</p>
座長	<p>ちょっとすいません、一言だけ申し上げます。委員各位のお手元に「参考」というペーパー、1枚紙があります。これが、前回、我々のほう、委員各位からいただいた宿題の項目になっておりますので、この紙はちょっと意識しながら、ご説明を聞いていただければというふうに思います。はい、すみません途中で、あらためてお願いいたします。</p>
みどり政策調整 担当課長	<p>はい。ありがとうございます。最初に資料の確認をさせていただきます。資料1、それから別紙1、別紙2、その後ろに、本日ご説明させていただく資料の別紙3があります。</p> <p>それでは、あらためまして資料1「横浜みどりアップ計画[2024-2028](素案)」等についてをご覧ください。</p> <p>2024年度以降の緑の取組を「これからの緑の取組[2024-2028](素案)」としてとりまとめましたので、ご報告させていただきます。説明が少々長くなりますがご容赦いただければと思います。</p> <p>1の「(1)経過」についてですが、昨年11月の第6期第3回税制調査会において、「これからの緑の取組」の検討の方向性についてご報告いたしました。その後、12月に本日ご説明する素案を策定し、12月から1月まで素案に対する市民意見募集を実施しております。</p> <p>「(2)これからの緑の取組[2024-2028](素案)の体系と主な内容」については、今資料紹介しました、別紙1の素案本編と別紙2の素案の体系をお手元にご用意していますが、本日は、これらの内容をまとめた別紙3「これからの緑の取組[2024-2028]について」に沿ってご説明させていただきます。</p> <p>資料はスクリーンでも投影しますので、あわせてご覧いただければと思います。</p> <p>本日のご説明内容は、ご覧のとおりとなっております。まず、検討の背景についてご説明いたします。</p> <p>市の方針における緑の取組の位置づけですが、昨年12月に策定しました横浜市中期計画2022-2025では、黄色枠内にありますとおり、重点的に取り組む政策の中に、まとまりのある樹林地の保全・活用が位置付けられています。</p> <p>続いて、市民意識についてですが、前回もお示しさせていただいておりますが、横浜市の市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的に毎年行っている、横浜市民意識調査の令和3年度の結果では、今後の横浜のまちについて、「医療体制が充実している」に次いで、「豊かな自然がある」となっており、市民の身近な自然への意識の高さがうかがえます。</p> <p>続いて、前回ご指摘いただきましたみどりアップ計画の変遷についてご説明いたします。</p> <p>第1期から現在の第3期までの計画の特徴と、みどり税の充当額と柱ごとの割合をグラフでお示しいたしております。第1期では、緑地保全制度に基づく地区指定の拡大と着実な買取り対応による樹林地保全を大幅に拡大して推進してきました。全体事業費は597億円、うちみどり税は122億円で、柱1に68%、柱2に12%、柱3に20%充</p>

当をしております。

第2期は、樹林地保全の推進策として、指定樹林地への維持管理支援を拡充するとともに、

郊外に比べて緑の少ない市街地における市民の「実感」につながる緑をつくる取組を拡充いたしました。また、市民にわかりやすく効果の高い取組とするため、事業を整理・見直しました。全体事業費は485億円で、うちみどり税は130億円、柱1に52%、柱2に13%、柱3に36%充当しました。

第3期は、指定が進むなかで、樹林地所有者が持ち続けられるよう、負担軽減のための維持管理助成の拡充や、地域で愛されている並木の再生、全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承し、緑や花による魅力ある空間づくりを拡充いたしました。全体事業費は、502億円、うちみどり税は136億円で、柱1に53%、柱2に9%、柱3に38%充当しています。

このように、柱1の取組を根幹としながら、樹林地の保全を進めてきました。なお、みどり税の充当については、税制調査会でお示しいただいているとおり、みどりアップ計画のうち4つの用途である「樹林地・農地の確実な担保」、「身近な緑化の推進」、「維持管理の充実によるみどりの質の向上」、「ボランティアなど市民参画の促進につながる事業」に充当して取り組んでいるところです。

これらの取組を進めてきた、みどり税の成果についてですが、お示ししています図ですけれども、5年に1度横浜市で調査している緑被率調査結果から、減少率を区別でお示したもので、赤色が濃いほど減少率が高くなっています。右側に行くほど、赤色が薄くなっているのがご覧いただけだと思いますけれども、みどりアップ計画以降、緑被率（樹林地）の減少率は鈍化している様子がわかります。

続いてのグラフは、課税地目山林面積の減少量の推移をお示ししています。2009年度の計画開始以降、減少が鈍化しています。

続いて、左の図は、市域の市民の森の開設状況をお示したものです。地図上の赤い丸が計画開始以降に、開設が進んでいる場所で、計画開始前の約40年間で27か所開設した市民の森は、計画開始後13年間で16か所増え、現在未公開の4か所についても開設を進めているところです。

続いて、柱2の取組の農園の開設状況についてです。左の図では計画開始後に開設した農園を赤い点でお示ししています。412か所の農園があるなかで、計画開始前に開設したものが148か所、計画開始後に開設したものが261か所となっており、計画開始後に大きく開設が進みました。

続いて、柱3の取組で、計画とともに開始した地域緑のまちづくりは、地図に示しているとおり13年間で62地区進展しております。

次に、取組継続の必要性についてですが、緑地保全制度による指定が進展する一方で、市内にはまだ約1,300haもの未指定の私有樹林地が残っており、引き続きまとまりのある樹林地の保全に取り組む必要があります。また、今後買取りが発生する可能性のある既指定樹林地の総面積も約440haあるという状況です。

市内の樹林地の状況ですが、令和元年度に実施した市域の緑被率調査結果では、樹林地の減少要因について、依然として住宅建設が最も多くなっております。

横浜市における住宅建設の状況についてお示ししていますが、下のグラフのとおり新設住宅着工件数は、近年また増加傾向となっているという状況です。

また住宅需要に関連して、横浜市の世帯数の推計を確認いたしました。細かくて恐縮ですが、下の表は、行政区ごとの世帯数の推計をお示ししています。右側から2列

目が、区内の未指定民有樹林地の量で、上から多い順に並べております。黄色い破線で囲まれた部分が未指定民有樹林地が多く残る区となりますが、これらの区は、赤く示しておりますとおり、2030年以降に世帯数のピークを迎えるということとなっております。

続いて、「これからの緑の取組[2024-2028]（素案）」の内容についてご説明いたします。

まず、方針・体系についてですが、これまでの取組の成果・課題を踏まえ、基本的な枠組みや主な取組は継承していきたいと考えています。取組の理念「みんなで育むみどり豊かな美しい街 横浜」や、5か年目標である「緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します」をはじめとした3つの目標、取組の3つの柱に広報を加えた取組の体系を継承し、引き続き緑の取組を積極的に進めていきたいと考えています。

次に取組のポイントのご説明の前に、お手元の別紙2素案の体系をご覧ください。

ご覧いただきますと、左側が現計画の体系と事業、3つの柱・取組、右側がこれからの緑の取組[2024-2028]（素案）の体系と事業をお示しております。事業体系についても基本的には継承する形で検討をしているところです。

スクリーン及び別紙3の資料に戻ります。

取組のポイントを3つ挙げております。ポイントの1つ目は、樹林地の保全を根幹とした取組の継続した推進です。内容は、前回の税制調査会でご意見をいただいた点も踏まえまして、後ほど「3. 樹林地の保全の推進について」で別途ご説明させていただきます。

ポイントの2つ目は、これまでの計画で培ってきた成果を生かし、市民の実感やきっかけを広げる取組を拡充することです。柱1では、樹林地の多様な活用、柱3では、地域緑のまちづくりの計画期間終了後の支援の新規拡充を検討しています。

ポイントの3つ目は、水田の確実な担保のための取組の拡充です。水田の維持管理に対する支援の新規拡充を検討しております。

それでは、ポイントの2つ目と3つ目について、先にご説明いたします。

まず、ポイント2つ目、市民の実感やきっかけを広げる取組の拡充についてです。これまでの成果から、保全・創出した緑が着実に増加していること、中段に示しますグラフは、今年度実施した市民意識調査結果ですが、森や農、街なかの緑や花について、現在おこなっていること、今後おこなってみたいこと、ともに森の散策・ウォーキングが多い結果となるなど、市民の身近な緑に対するニーズの高まりを踏まえ、下の緑色の四角内、保全・創出した緑を良好に育成し、市民生活の身近なところで緑の魅力を実感できる取組を広げ、緑との関わりにつなげる取組を強化したいと考えています。

まず、樹林地の多様な活用の方向性といたしましては、左側の四角にある、これまでも進めている効率的な維持管理に加えまして、右側の緑色の部分にありますように、樹林地の恩恵を享受できる取組として、様々な樹林地の活用を拡充することで、その下、樹林地がもつ多様な機能の発揮とそれを市民が実感できる機会を増やし、意識醸成が進むことで、樹林地の価値の向上につなげていきます。市民・企業との協働による良好な森づくりを進めていきたいと考えております。

こちらは、取組のイメージとして、他都市で行われている「サウンディング調査による森の活用の検討」と「企業と共同して維持管理している」という例を掲載しています。

次に、地域緑のまちづくりの計画期間終了後の活動支援の方向性です。これまで市

域62地区で進展してきた、地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する地域緑のまちづくりでは、「住宅地や商店街など身近な場所に緑が増えた」ことや、「緑にふれあう機会ができた」、「緑をきっかとした地域コミュニティができた」など多くの成果が生まれております。一方で、担い手が減ってきたことや施設の老朽化などにより継続への不安も生じてきています。そこで、協定期間終了後の支援として、アドバイザー派遣などを実施することで、活動が継続・発展し、緑にふれあうきっかけを増やし、緑化活動の人材育成につなげ、活動の広がりや充実による緑のまちづくりをさらに推進していきたいと考えています。

続いて、ポイント3つ目、水田の維持管理に対する支援の新規拡充です。下のグラフをご覧ください。市内の水稲作付面積を青で示していきまして、水田保全奨励事業の契約面積をオレンジで示しております。

作付面積は、2002年から2009年まで減少が進んだ場合の傾向を赤の直線で示しています。水田保全奨励事業が始まった2009年以降、減少が緩くなっているように、赤い線から上にグラフが飛び出ている、水田保全奨励事業が水田保全に効果をあげてきました。なお現在、市内の水田の約9割が水田保全奨励事業を受けております。

一方で、農業労働力の推移をみますと、市内農業の傾向として、農業者従事者数の減少が続いている状況です。

次に、下のグラフは、年齢階層別の農業従事者数を示しております。水色は2015年、濃い青は2020年を示しています。グラフの右側赤字で記載していますが、75歳以上の農業従事者数は、2015年は約24%であったのに対し、2020年は約26%に上昇しているということで、高齢化が進んでおります。また、今後はより一層、従事者数の減少が予想されている状況です。

次に、下のグラフですけれども、全国の水田の作付規模別農業所得を示しております。市内水田の平均的な経営面積は約0.3haです。グラフの赤い囲みの部分「0.5ha未満」に該当いたします。年間の農業所得は35万円のマイナスとなっております。なお、現在行っている水田保全奨励金は、0.1haあたり3万円をお支払している状況です。農業従事者の減少や高齢化に対する方策として、新規参入や法人参入の促進が考えられますが、1区画あたりの水田が小規模かつ、水田がある地域が市域に分散している横浜での水田経営は、新規参入や法人参入は障壁が高いのが現状です。さらに、水田は畑と異なり、用排水などの管理が生じることなどもその要因の一つとなっております。水田は、使用する農業機械が水田に特化したものであるため、管理ができなくなった水田は地域の水田耕作者に引き継がれていくことが多いのが現状となっております。

次に、下のグラフは、市内の1経営体当たりの販売目的の水稲作付面積です。年々増加しており、少しずつ集約化が進んでいます。一方で先にご説明したとおり、農業従事者の減少や今後の高齢化による労働力の減少に比べ、水田の集約化は追いついていないという状況です。このような状況を踏まえますと、今後はより地域の水田耕作者に対する農業機械の支援などによる維持管理の支援、作業の効率化を進めまして、水田の集約化を進める必要があります。実際に水田耕作者からは、水田を維持していく上での農業機械が必要といった声も上がっております。ここまでの流れについてまとめたページとなります。

水田景観の保全においては、農業従事者数の減少や高齢化と、水田管理の特殊性から、地域の中心的な耕作者により一層の水田の維持管理面積の拡大を行っていただく必要があります。そのために、耕作者の作業効率を向上させる農業機械の支援を行う

必要があり、取組の新規拡充をしたいと考えています。

それでは、先ほど素案のポイント1つ目としてご説明した、根幹の取組である、「樹林地の保全の推進について」ご説明をいたします。

まず、緑地保全制度による指定の拡大の、13年間のこれまでの取組についてご説明いたします。図は、計画以前と以後の緑地保全制度の指定スピードをお示ししたもので、計画開始以降、計画以前の3.6倍のスピードで進展しています。

図は、前回の税制調査会でお話がありました、市域の指定状況を図面でお示したものです。緑色で塗っているところが指定地で、計画開始以降、約1,013haを新規指定しました。

前回の税制調査会では、目標未達の原因についてもご指摘いただいておりますが、一例として、三保特別緑地保全地区の指定状況をお示ししています。画面上、ピンク色と水色で塗った部分は、計画開始前に指定した樹林地です。計画開始以降、オレンジ色の8.5ha、青色の5.9ha、黄色の2.6haと、まとまりのある樹林地指定を着実に進めているものの、徐々に指定面積は小規模になっているという状況です。

次に、これまでの樹林地所有者への働きかけ方についてですが、制度周知や樹林地所有者の意向等を踏まえ、様々な働きかけを行いながら指定を推進してきました。具体的には、第1期、第2期では、市域全体で指定推進しており、ダイレクトメールの送付、制度説明会の開催を行いながら、樹林地所有者アンケートをもとに指定意向の高い方から順次訪問していきました。第2期後半になってくると、過去に同意を得られなかった方への再度の働きかけをしながら、指定を推進してきました。

現計画の第3期は、緑の10大拠点や市街地のまとまりのある樹林地の指定推進を重点的に行い、ダイレクトメールの送付をはじめとした働きかけを進める中で、新型コロナウイルスの流行や、近年増えている詐欺被害などを背景に、電話や訪問による接触が難しい状況となっております。その中でも・樹林地所有者とつながりの深いJ・A相談員に対する研修会を実施するなど工夫しながら働きかけを進めています。

これについて、少し詳しく説明したのが次のシートですけれども、地権者からの信頼を得ているというところでは横浜農業協同組合というところが非常に重要な組合ですので、ここと情報共有を行いまして、地権者交渉を進めるといったことで、過去に指定に至らなかった樹林地の同意に結びついております。

さらに、その指定によって、単独では制度の対象とならなかった樹林地もまとまりとしてつながっていくことで指定可能となるといったことで、指定区域を広げることにつながっている状況です。

次に、働きかけを進めるなかでいただいた樹林地所有者の声を紹介いたします。樹林地保全の意向がありながらも、状況は様々です。

指定を希望する方の方では「先祖から受け継いだ樹林地を残したいと思っているが、将来の相続税の支払いに不安がある」、「樹林地の管理に困っているが、何か助成制度はないか」、指定を希望しない方の方では「樹林地を残すつもりだが、土地の利用に制限がかかるのは困る」、「親族の同意がないと決めきれない」、その他としては「樹林地所有者は指定を希望しているが、隣地地権者の境界同意が得られない」などのお声をいただいております。

また、緑地を都市計画に位置づけ、確実に担保する、特別緑地保全地区の指定については、最短でも3年程度要します。さらに、先ほどのお声のように、境界同意が得られない場合は調整に時間がかかるなど、指定に向けた調整をはじめてもすぐには実績に反映されない案件が増えているという状況です。

	<p>これからの緑の取組（素案）では、このような指定面積の小規模化や指定までに時間がかかる案件が増えている状況において、現計画の、5か年目標300haに対して、3か年の実績が108haであるということ踏まえ、緑地保全制度による指定の目標値を180haに設定し、現行の指定量を維持することを目指したいと考えております。</p> <p>次に、その指定の進め方についてです。下のグラフをご覧ください。グラフの右側、青の部分は、現在はそのまま保全する意向のある樹林地や寺院・神社などです。開発により失われる可能性が低い樹林地を除きまして約700haについて重点推進対象として、特に、大きなまとまりを形成する樹林地から優先的に働きかけをおこなってまいります。</p> <p>また、指定推進に向けた検討にあたり、樹林地所有者の意向調査をしております。「条件次第では樹林地を残したい」という意向を持つ樹林地所有者のニーズとして、維持管理への負担が一番に挙がっております。</p> <p>また、現在の維持管理助成制度に求めるものとして、申請手続きへの負担軽減を望んでいる点を踏まえ、これからの緑の取組（素案）では、指定した樹林地における維持管理の支援について件数やメニューの拡充、申請手続きの負担を軽減する仕組みを構築していきます。</p> <p>樹林地買取りの着実な対応については、これまで13年間の取組において、みどり税によって安定的かつ機動的な財源を確保したことで、樹林地の買入れ申し出に着実に対応することができました。下は、買取り事業費の推移をお示したものです。みどり税を活用することにより、これまで約138haの樹林地について着実に買取り対応することができました。</p> <p>これからの緑の取組[2024-2028]については、買取りが発生する可能性のある緑地保全制度による指定樹林地は約440haあり、これらの買取対象民有地は、今後も一定量で推移する見込みとなっております。</p> <p>買取想定面積は、これまでの傾向から、買取対象民有地の約4.5%程度で発生していることで、引き続き年間約20ha程度で推移する見込みとなっております。下のグラフは、買取対象民有地の推移をオレンジの折れ線で、買取り面積を水色の棒グラフでお示ししています。なお、2022年度から2028年度は推計値となっております。</p> <p>前回ご意見をいただきました、基金残高の推移についてです。下のグラフをご覧ください。黄色く示しているのが、基金残高となっております。2021年度決算では、8億2,700万円となっております。</p> <p>それでは、最初の資料1にお戻りください。</p> <p>最後に、(3) これからの緑の取組（素案）の総事業費についてですけれども、430億円から450億円ということで試算をしております。</p> <p>説明は以上になります。よろしくお願いたします。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございます。それでは今ご説明いただいたところについて、委員各位のご質問及びご意見、ご注文等、いろいろと忌憚のないご意見をいただければと思います。まずはどこからでも結構ですけれども。</p>
委	<p>では、質問をさせていただきたいのですが。</p>
座長	<p>はい。〇〇委員お願いします。</p>
委	<p>11ページの1-4、市民農園のところで伺いたいのですが、横浜市地図の一番左の上ですね、青葉区、十文字のように見えて何か直線で並んでいるような気がするのですがけれども、地図の青葉区の「区」の字から右下の方に点が3つか4つぐらいちよっと離れていますけど並んでいる、それから「葉」の字の上にくっついて、これ</p>

	は横浜上麻生道路の沿線ですか。あの辺りの幹線道路だとその路線ではないかと思うので。
農政部長	麻生線も沿っておりますけれども、青葉区の形で言いますと、ちょうど今、〇〇委員がおっしゃったラインというのは、市街化調整区域、河川ですとか農地がそこに分布しているというところに、農園についても分布して重なっているところがあるということです。
委員	港北インターですかね、青葉インターですかね、高速の大きな。
農政部長	青葉インターです。
委員	青葉インターですかね、それを降りたところに川があって、その東側というか北側というかが上麻生道路ですよ。それをずっと北側を上がっていくと高校があって、高校の周りって水田ですよ、平たく言えば。
農政部長	市ヶ尾高校。
委員	道路沿いの高校の前後や背後、その周りが水田だったと思うのですが、そうするとちょっと気になるのは、もともと水稲のいわゆる田んぼ、水田で、そこで市民農園を作っているというような気がするのですが、これは何か理由があるのですか。畑もありますよね。それから梨ですか、浜なしの農園もあったと思うのですが。
農政部長	水田を活用して、子どもたちの環境学習農園といった形のタイプの農園もあるのですが、なかなか水田だと収益が上がらないということで、造成して畑にしているところも結構ありまして、手がないとなると自分でできないということで、市民農園ということで、一般の市民の方々に使っていただくというタイプの市民農園、あるいは農家が先生になって市民と一緒に耕作していくという色んなタイプの農園がこの調整区域の中であるということになります。
委員	市民農園の指定を受けると何年間、農園を運営しなければならないのですか。
農政部長	特に期限はないです。
委員	逆に言うと、やめようと思ったら地権者はすぐにやめられる。
農政部長	利用者がいらっしゃいますので、その利用者の方々に、例えば区切りをいついつまでにということ、できるだけ早めに、いきなり来月ということにはしないでほしいということをお願いしながらですね…。
委員	浜なしの農園だったら、浜なしの収穫が終わってシーズンが終わったらもう閉園しますとか、それは地権者の希望であり得るのですか。
農政部長	いわゆる収穫体験ということで、今お話のありました浜なしやぶどうですとか、そういった収穫体験をするところは、補助を出しますと処分制限期間ということがありまして、一定期間は続けてほしい、と。
委員	それは何年ですか。
農政部長	設備等によりまして、果樹棚とかそういったものについては7年、設備によって処分制限期間があります。
委員	そうすると、市民農園の補助を受けて棚を設置すると7年間は地権者が希望しても解除できない。市側からみると、それだけ投資するわけですからね。
農政部長	ただ、ここで載せている市民農園というのは、今お話のありました収穫体験農園もありますし、農家の方々が自分で区画貸しという形の色んなタイプの農園がございますので、全てのものに制限がかけられているものではなくて、市の補助が出た場合には、ということです。
委員	そういうことですね。そうすると補助は出なくて、三浦半島に行くと、秋になると何かの収穫だとか、春になると苺園とかやっていきますよね。あれはビジネスでや

	っていると思うのですが、そうじゃなくって同じようなものが青葉区に限らず、赤の点のところではそういうビジネスに近いようなことやっているところも含まれている。
農政部長	中にはあります。
委員	わかりました。ありがとうございます。
みどり政策推進担当理事	ちょっと私から補足してもよろしいでしょうか。
委員	はい。
みどり政策推進担当理事	基本的に農地が調整区域に非常に多く残されておりまして、市街化区域には生産緑地という、4分の1ぐらいの割合としてはあるようなイメージです。そこに農園が出ているということで、図面を見ていただくと多くの市民が住んでいる都心部にはないということで、その辺がちょっと課題かなとは思っております。
委員	なるほど、ありがとうございます。続けていいですか。
座長	はい、お願いします。
委員	次、私の方でまとめて訊かせていただきます。24ページの取組のポイント3のところ、このグラフはどう読めばよいのでしょうか。今のご説明だと、赤線よりも上に出ているブルーの部分が時間が現在に近づくにつれて増えているような気がするのですが、そこで効果があるのだから読めばよいのですか。
農政部長	ブルーのグラフは国が全国的に出している水稲作付面積で、全国の市町村で出しているものですが、これだけの面積が作付けされている。オレンジ色のグラフが、このみどりアップ取組に基づいて申請いただいている面積でして、水稲は収益性が非常に低いということで、おそらくみどりアップの取組をしなければ、急激に落ちるだろうということで、みどりアップの取組をすることで、赤線よりも上に何とか維持できているということをお示ししております。
委員	なるほど。リードでもそういうふうにご説明されていると思うのですが、別の読み方では、黄色の契約面積がこれだけ増えているのに、ブルーの線はこれだけ下がってきている。つまり、契約面積じゃないところで水稲面積がすごく減っていると読んでしまったのですが、そういう読み方は間違いですか。
農政部長	そういう読み方もできるかと思います。ただ毎年ですね、農政事務所、現場を管理している職員が、指定されていないところについて、この事業をご紹介して、保全できないかということでご説明しているのですが、申請いただけない理由として、この制度を活用するためにはハードルがありまして、10年間、水田を保全してください。水田を10年間保全するということをお約束していただくということと、奨励金を出すときには必ず作付してください、ただ単に申請いただいただけでは奨励金を出しませんということで、なかなかですね、10年やるのはもう難しいとか、それは無理だということで断念される方もいらっしゃる。我々はどうしてもハードルは、みどり税を活用しているということも含め、一定程度ハードルは上げざるを得ない、維持せざるを得ない。その中で何とかご理解をいただいています。結果的には94%の水田が申請いただいているという意味では、それは100%を目指して頑張りたいところなのですが、中にはやはり10年というハードルはなかなか難しいということで、畑にしてしまったり、開発されてしまったりというのは実際にあるのはご指摘いただいているとおもいます。
委員	94%というのはどういう数字なのですか。
農政部長	青色に占めるオレンジの割合です。実はこれの今の最新数字はもう一つ2021年の数

		<p>字がありまして、それが94.2%となっていますけれども、今お示しいただいた一番右の数字に近い…。</p>	
委	員	<p>この作付面積は、市内の作付面積を、国のデータから取ってきたわけですね。</p>	
農	政	部長	<p>そうです。ブルーが国が示しているもの、どれだけ市内で作付しているかというのは国が出している資料がブルー。オレンジは実際に、我々が申請いただいてカウントしている数字です。</p>
委	員		<p>対象になっているのは同じ横浜の水稲の全面積に対して、国のデータではこれだけあります、横浜のデータで持っている面積だとこれだけの数字が契約面積になっていると、そしてその二つを重ねたと。</p>
農	政	部長	<p>おっしゃるとおりです。申請いただいていないのが6%弱あって、それらについても毎年農政事務所の職員が回りつつ説明しながら、いかがでしょうかということで、毎年少しですけども申請をいただいています。一方で、もうできない、高齢化でやはりこの事業はあってもできないということもある中で解約される方も中にはいます。</p>
委	員		<p>その、うまく制度が動いていない部分があるということが分かったわけですが、それに対する対応は、なにか現実になさっているか、あるいは今後のロール・オーバーしたときに対応しなければならないとお考えか、そこを教えてくださいませんか。</p>
農	政	部長	<p>まさにそれが今回提案させていただいているところでして、いわゆる農業という、生業という位置付けはもう極めて薄い状態でございます。27ページのグラフで、一言でいうと、その担い手、水田の規模を拡大する方が、各地域に本当に数えるほどいらっしゃるのですけれども、その市内で、水田面積の平均は3,000平米ぐらい。ですから一番左の赤い囲みが横浜市の水田の農家の平均値。じゃあ最も水田を耕作している人はどのくらいかということ2ヘクタールぐらい。3ヘクタールを超えている人は一人いるかないかぐらいという中で、もう生業という意味合いが、横浜においては水田に関しては非常に低い。ただ、水田景観ですとか農村文化、様々な生物多様性等の環境保全といった意味合いがある中で、今現在はですね、水田を規模拡大できそうな方々に集約していただいて、耕作面積を増やしていただくという取組を行っている。またそのために必要な、もしその方が認定農業者といったような方の場合には、一部補助的なことをすることもございますが、なかなか追いついていないという状況です。</p>
委	員		<p>もう一ついいですか。いまご指摘の文脈で注目したいと思うのは、25ページから28ページまでストーリーが進んできて、最後の結論が「地域の中心的な耕作者への支援が必要、」となっているのですが、このストーリーをずっと見ていくと、途中で切り落とされている「法人参入が難しい」。これをなぜ切り落としているのかよく分からないのと、むしろ、我々生身の人間はいずれ死にますけれども、法人で経営しておいてくれれば、人間が入れ替われば経営母体としては存続できるわけなので、安定的に何十年かの経営が期待できると思うのですね。それともう一つは、今のお話で分かったのですが、小さな面積であちらこちらに点在していると、法人でも確かに収益性を確保するのは難しいと思います。ご説明であった、地図に示されたところみたいにある程度まとまったところで指定して、そこで法人でうまく経営してもらおうと、トラクターも近いし、あるいは水路も共用できるとか、比較的、コストダウンが図れるようなことを、ある程度近い場所で面積確保すると可能だと、僕は素人ですから思うのですね。そうすると、バラバラになっている細かなところは、平たく言うと諦めざるを得ないのではないかと、むしろ集約できて、現時点では全部が指定はされていないけれども、あるいはバラバラに地権者がそれぞれの小さい単位当たりの面積で経営し</p>

	<p>ているのかもしれないけれども、それを法人化で1本にまとめて、地権者には出資者になってもらって、リターンは出資者はもちろんありますというふうにした方が合理的ではないのかと思います。なのに、文脈にそれがなく、突然地域の中心的な耕作者っていう人が出てくるのがよく分からない。その点をご説明いただけますでしょうか。</p>
農 政 部 長	<p>今ご指摘いただいた、法人の参入ですが、事例がございました。結論を先に言うと、撤退されました。別に水田に限らず、非常に知名度のある法人が横浜でっていうことで、割と大々的に参入して、まさに先ほどいった鉄町ですとか青葉区、あるいは他のところでも水田をどんどん拡大していこうということで参入した事例がございしますが、やはり収益的に成り立たないということで撤退されたということがございます。これまでですね、全く農業以外からの個人の参入が大体100人くらい、法人の参入が大体40者くらいございますが、いわゆる水田を横浜でやろうとされる方は、収益性という面から考えてほとんどいないのが実情で、もし水田で成り立たせようとするのであれば、やはり地方に行っていくことになると思います。やはり畑で多様な農産物を生産して直売で販売するというのが、実際のところ横浜でこれまで参入されてきている方の客観的な事実ということと、もう一つ、バラバラな状態というのは、実はその法人が参入したときも、何とかまとめられないかということで、我々もそこはその当時は集約化できないかということで、働きかけたこともあるのですが、いわゆる農地の所有者が3,000平米くらいの農地をたくさん持っていて、それを集約化するということは、それぞれの農家の所有者に代々伝わっているものを、やはり最低限それは耕作したいという意識もある中で、なかなか集約化も難しかったということがあります。そういったこともあって、横浜において法人等による水田経営で成立させていくということは非常に難しいのかなというふうに思います。</p>
委 員	<p>ありがとうございます。撤退された農業法人ですか、撤退理由は、コスト的に引き合わないというのは想像はできるのですが、具体的にどういうコスト構造で引き合わなかったのですか。例えば人件費が高い、あるいは作付面積が限られているので単位面積当たりの収量が少なすぎる、いろいろな原因があると思うのですが、それはどういう原因だったのですか。</p>
農 政 部 長	<p>水田の場合にはスケールメリットが必要で、経済性指標というものを神奈川県が示しておるのですが、それに基づいて計算しますと、1,000平米当たりのコストが、これは様々なカウムの仕方がありますが、1,000平米当たりのコストが13万円、1,000平米当たり10万円の収益ということで、1,000平米当たりでいくと3万円のマイナスになるのです。そこを経営で改善いろいろと工夫し、規模拡大をしていくことでスケールメリットを活かして水田経営というのが成り立っている。ですから、〇〇委員がご指摘していただいているように、バラバラの状態ではなく、集約化して規模拡大していくことが可能であれば、経済性っていうのはどんどん増えていくと思いますけれども、バラバラの状態の中でいきますと、先ほど言った単位面積当たりの赤字部分を補うというのがなかなか難しくなってくるというのが原因としてあると思います。</p>
委 員	<p>なるほど。そうすると、田畑を集約しなければ、法人でも駄目だというのがわかったのですが、地域の中心的な耕作者だったらできそうだというのはどういう理由ですか。</p>
農 政 部 長	<p>その地域の中心的な経営者も、本当の意味で水田で経営が成り立っている人は本当にほとんどいない状況です。横浜の特徴としては、農家の方々は、水田だけでやって</p>

		<p>いる方はなくて、畑等もあわせて生産して、自分の家の直売所であったりJAの直売所であったり、あともう一つは、言いにくいのですが、横浜ですから一定の不動産収入、いわゆる兼業的に農家の経営を成り立たせながら進めている。そういう意味では、不動産収入であったり、農業経営においては、水田だけではなくて畑で採れたものなど様々な農産物を販売しながら、全体として成り立たせている。中心的な農家というのは、そういった中で、農業に対して積極的に意義を感じながら、農業というものの魅力といいますか、そこに意欲を感じて進めている方が、やはり各地区に何人かはいらっしゃると思いますので、そういう方々に中心的に担っていただいて、それによって例えば後継者の方々も後についていくようなことを、地域の活性化というような振興ということで進めていきたいというふうに考えております。</p>
委 員		<p>ありがとうございます。ちょっと入口の24ページのところから始まって、流れとしてはなんていうか、経済的に成り立つかどうかという文脈でずっときているのに、突然属人的な話になったので混乱したんですが、最後のこの地域の中心的な耕作者っていう説明を維持されるのであれば、その点をもう少し説明しなければならないでしょう。ちょっと文脈から突然切り替わっているので説明を聞いていてよくわからないと思ってしまう。属人的な問題も含んでいるわけですから。以上です。ありがとうございました。</p>
座 長		<p>はい。ありがとうございます。せっかくなので、ちょっと柱2をまずは優先して取り上げていきたいと思えます。委員各位、何か柱2を水田といいますか農地といいますか、についての点でご質問・ご意見等がありましたらお願いをいたします。</p>
委 員		<p>すみません、よろしいですか。</p>
座 長		<p>はい、お願いします、〇〇委員。</p>
委 員		<p>農ということが掲げられていますけれども、今ご説明があったように、水田を中心に支援していくような話で、たぶん畑もかなりあると思うのですが、こちらの方に対する支援とかはご予定は何かあるのでしょうか。</p>
座 長		<p>はい、お願いします。</p>
農 政 部 長		<p>一つやはり水田の特性と言いますか、水田の景観面等を鑑みてこの事業をやっていますけれども、畑の方も例えば耕作できないところについて、例えば農の散歩道ということで、市民の方々が散策するときに、農地の周辺をきれいにするような地域活動などに対して支援するといったこと、それはみどり税は使っていませんけれども、そういった畑に関してもサポートする取組をしておりますが、畑だからということだけで全く同じ支援はしてはおりません。</p>
委 員		<p>ありがとうございます。</p>
座 長		<p>委員の皆さまいかがでしょうか。</p>
政 策 調 整 部 長		<p>もう少し補足しますと、先ほど水田がそういった意味では生産性がなかなかないというところで、都市の緑としての価値ということで、みどりアップ計画を活用して取り組んでいるというところがございますし、畑の方はみどりアップ計画とはまた別に、農業は都市農業推進プランという、今ちょうど並行して作成しておりますけれども、そちらの方で要は生産としての農業振興というものは行っておりますので、その中での施策としては進めているというところかと思えます。</p>
委 員		<p>はい。ありがとうございます。</p>
座 長		<p>いかがでしょうか。</p>
委 員		<p>農以外でもいいですか。</p>

座	長	まずちょっと農業をやっちゃいたいと思います。
委	員	じゃあ後にします。はい。
座	長	はい、〇〇委員お願いします。
委	員	ご説明ありがとうございます。1点だけお聞きしたいのですけれども、先ほど〇〇委員との質疑を聞いておまして、28ページです。水田耕作者の方々の所得の構造が水田だけでは賄えないので、最終的に地域の中心的な耕作者への支援をしているというところで、お聞きしたいのは今後またぶん支援するなら支援がずっと続くのかなと思うのですけれども、いつまでやるのかとか、ずっとやるのかということについて、どうお考えかということ。それと、農業計画でしたっけ、農業計画の方では水田耕作者へどういった支援があるのか教えていただいてもよろしいでしょうか。
座	長	はい。お願いいたします。
農 政 部 長	長	やはりこの制度がずっと続くものとするわけにはいかないこともございまして、この制度がなくても続けられる方法がないかというのは検討しています。ただ、なかなか打開策っていうのはないのですけれども。例えば、戸塚区の東俣野というところで、そこも水田地域ですけれども、水稻、お米で酒米を作って、県内の酒造会社に日本酒として付加価値を上げて販売する、いわゆる第6次産業化といったところをここ数年で始めて、もう商品化をしております。そういったような付加価値を高めていくようなことを進めていくということも一つあるかなと。ただなかなかそれがどの程度広がっていくか、これは今3年目ですけれども、本数それから作付面積も少しずつ広がっておりますが、そういった付加価値を高めていくような取組を、この制度がいつまで続くか分からないという中では、あわせて進めていかなければならないと思います。それと、もう一つの「都市農業推進プラン」、そちらはですね、みどりアップ計画という、いわゆる市民向けの取組ではなくて、いわゆる生業としての農家の支援という形で、都市農業推進プランというものを今まさに策定中ですけれども、いわゆる中心的な農業者が、国の制度で認定農業者あるいは横浜市の制度で「よこはま・ゆめ・ファーマー」、環境保全型農業推進者といった様々な制度、そういったものに認定して、認定された方に対する様々な支援策等を行って、担い手の支援。それともう一つは、農地、横浜の非常に開発圧力が高い中で、農地を保全していくような取組。それから、そういったものを市民の方と一緒に、これはみどりアップ計画と重なりますけれども、一緒になって機運を高めていく、保全していくという取組を、様々な支援策として行っています。
委	員	先ほどの日本酒用のお米の話は、これはみどり税を使っているってことですか。
農 政 部 長	長	みどり税は使っていません。
委	員	これは農業計画ですね。
農 政 部 長	長	我々現場職員が、地域の農業者と話し、様々な調整をして県内の酒造会社と結びつけて付加価値を高めるという取組の中でやっています。
委	員	すいません、もう一つだけ。
座	長	どうぞ。
委	員	今の水稻農家さんだとか、これからやろうと思っている地域の有力者の人たち、その人たち、市が関与して、現物なりキャッシュなり、あるいはノウハウなりで支援していくわけだと思うのですが、リターンとして、例えば1年間の農家としての農業の経営というか、運営について、何か年度が終われば報告書などを出してもらっているのですか。

農 政 部 長	いわゆるどれだけ収益が上がったという、そういった経営の内容については、報告はいただいております。ただ、その機械を導入して、どういった形で導入した、確かにこういう形で購入したという申請についてはご報告いただいている状況です。
委 員	そうすると、細かな例えば費用の使い方とか収益っていうか収入の構造というのは把握できてないわけですよね。
農 政 部 長	実際に水田がきちっと保全されているかという面では確認しておりますけれども、個々の農家の経営状況の内容までは把握はしていません。
委 員	私は、サラリーマンの一般市民の方の立場で見ているのですが、そうすると市が関与してそういうところに、経済的な知識の面なのか支援しながら、突然倒れられるとみんな困りますよね、これ以上経営は無理ですって言われると。例えば証券市場だと普通は有価証券報告書を毎年出すのは当たり前ですので、そういう意味では利害関係を持っている人たち、市はなんていうかパイプ役ですから、我々市税を払っている、サラリーマンだけが払っているわけではないですけども、例えばサラリーマンは普通は東京に通勤するので横浜の畑には直接の関係はないと思いますけど、だけど税金払っているっていう意味では利害関係がありますね。そういう人たちへの説明責任が気になるのですよね。いかがでしょう。
農 政 推 進 課 長	事業の方で2種類ございまして、奨励金の支払いと補助金の支払いと2つ支援策あると思うのですが、奨励金につきましては、現地で実際に水田を耕作していることをもって謝金的な払い方をしているので、実際の経営がどうかということは見えておりません。 ただ、補助金につきましては、先ほど収穫体験のほうで話をさせていただきましたけれども、その事業を導入して実際に導入した機械でもって確かに実際耕作をしていると、それを続けているっていうことは確認します。万が一、先ほど言ったような処分制限期間に、機械の種類とか棚であったり物によって年数はいろいろ国の基準に基づいて設定しているのですけれども、それを償却期間内に何かもし辞めるっていうことになりましたら、当然補助金は返していただく、あるいはその後継者が引き続き使っていただくという形で、そこは確認しております。
委 員	だから、毎年の経営状況は把握できていない。
農 政 推 進 課 長	毎年の経営状況までは把握していません。
委 員	分かりました。突然倒れられるリスクを回避するには、やはり財務指標は提出してもらって、每期每期、モニターする必要があると思います。渡しきりであれ返還請求が可能であれ、公的資金を入れているわけですから。
農 政 推 進 課 長	耕作状況は、水稲ですと毎年実際に田んぼの方を見て回って、この畑が今年もちゃんと作付しているので奨励金は払いましょうとか、今年はちょっと1年お休みしているので今年の分はなしですといったことで、あわせて補助金の効果という観点でも、実際に耕作が続けられているかということを見ているという状況でございます。
委 員	民間の販売とか製造でいうと、実地棚卸はやっているけれども、財務指標は見えないという状態ですね。
農 政 推 進 課 長	そうですね。はい。
委 員	分かりました。
みどり政策推進担当理事	補足させていただきますと、市内に農政事務所がございまして、そういった熱心な農家の方とも日々顔を合わせているというような中で、いろいろなご意見を聞いたり、その支援の活用の状況も聞いたりですか、そこはしっかり確認、捕捉しているということでご理解いただければと思います。

委員	それは市議会に報告は上がっていますか。
みどり政策推進担当理事	それは市議会には報告しておりません。
委員	なるほど。分かりました。
座長	<p>はい。ここで少し、今柱2を深堀してきました。〇〇委員もすごく熱心にこの部分を良くしようというお考えをお示しいただいているのですが、やはり税制調査会とすると一遍ここを客観的に、冷静に考えた方がいいなと思っております。これは当初から10年前からこの柱2については、生業に関わる場所も多々あるので、今お話しがいろいろあったように、あまりここは避けたいなという部分が非常にあったわけです。それが10年経って、現状をお聞きしていくと、ますます農業政策と緑地保全の境目がよく分からなくなっているかなあと。かつ、緑地イコール水田という、我々も視察を10年前に行って、谷戸でしたっけ、あそこをいろいろと見て回ったわけですがけれども、あの時ともまたかなり状況が違うだろうなど、ここにきて米価の下落の問題もあればということもありますので、ちょっとここで改めて委員各位、来年に向けては、少し冷静に本当にみどり税をこの柱2に充てる必要があるのかどうか、ちょっと考えていただければなというふうに思っております。特にこの大きなA3の資料の柱2の中身をちょっともう一度ご確認くださいなのですが、市民が身近に農を感じる場をつくる」ということで、事業1～4があります。どちらかといいますと事業3と4がこの生業に近い部分になります。事業1のところの柱が水田の保全というところで、今ご説明あったように10年間の保全というのがおそらく唯一の緑地的な観点なのだろうなというところにあります。この部分で少し今年のうちにお伺いしておきたいのは、今申し上げているように、いわゆる農業振興、大都市ですから振興までいくかどうかは別として、農業政策、農政課・局ですか、の方でやられていることと、環境創造局さんの方でやられている政策の、調整というのか違いというのか、をまずはお聞きしたいなと、ちょっと漠然としたのでご質問なので大変申し訳ないのですが、分かりやすく簡潔に教えていただければと思います。当然副市長あたりが調整をされているのだろうと思うのですが、局間の政策になるので、我々心配するところは、要は我々の単純に財源論の租税から見て心配するのは、同じ政策を相乗りしてやっていて無駄になっていないかとかということ。ですので、調整されているというのは理解しますが、本当に調整されていてどういう考えで区別されているのかということもまず1点教えてください。2点目なのですが、途中で申し上げたように、やはりもう大都市で水田、収益性の低いお米の値段が下がり続けているお米の水田を守るということを、これ以上超過課税を突っ込んでまでやる必要があるのかなあというところが、かなり疑問が今出てきているかなと思います。そこで水田ではなくて、畑と水田と先ほども〇〇委員の方からもご質問ありましたが、ちょっとこの違いで、むしろ畑でも良くないのではしょうかという…。</p>
委員	土の種類が違うから簡単に転換はできない。
座長	<p>ちょっとこの辺り、環境創造局のご意見もお伺いできればと。要は、多分都市型農業という、やっぱりちょっと付加価値の高い野菜であれば収益を上げるだろうというふうに思います。ここに対して支援が必要なのかどうかというのもちょっと疑問ですが、いずれにしても、水田を残したいことについての環境創造局としてのご意見を、ぜひこの時点でお伺いしておきたいなというふうに思います。以上2点教えてください。</p>
みどり政策推進	はい、分かりました。まずは、農政部です。環境創造局の中にみどりアップの部と

担 当 理 事 座	農政部があります。 局は同じですか。
みどり政策推進 担 当 理 事	はい。局は同じで、主に農業に携わっているのが農政部です。それで、まず農業・農地に関するものは農政部ということで、これは完全に分かれています。例えば公園の中に畑を作るとか、公園内の水田のような話は、これはもう公園の事業になりますので、生業としての事業は農政部がやっているという大きな分けです。農政部のほうは都市農業推進プランという全体を推進するプランを持っています。そこは2つに分かれておりまして、一つはまさに、農業を支える補助金支援という形で、一度資料をご用意して明確にお示した方がいいかなとは思っています。そういうきちっとした、持続できる都市農業を推進する取組というような意味合いでまとめています。もう一方が、みどりアップ計画に位置づけた、今回ご議論いただいている柱2になります。市民が身近に農を感じる場をつくる、保全するというようなそういう趣旨で、より市民にとって必要な農体験とか農環境を、又は農の良さを、いわゆる農あるまちづくりというような部分で、市民の方にメリットがあるようなものを、もう一つの柱という形で二本立てでやらせていただいております。その二本立てのうちの、今言った市民に関わる部分の一部について、当初から保全に繋がるようなもの、市民の農体験で、その良さが直接感じられるようなものに限るといったような税の使い方をご指示いただいておりますので、その趣旨でそれに合ったものに入れているという形です。ちょっと大きく言葉で申し上げるとそんなようなところがございます。都市農業推進プランの構造みたいなものは、また次回という形でお示しできればというふうに思います。
座	はい。多分来年もこれ議論的になると思います。今ご説明いただいたところでいいますと、この地産地消というのは生業と区別するのは難しいのですが、どう区別されていますか。1点だけ教えてください。
環 境 創 造 局	みどり税は入っていません。
座	みどり税は入っていない、わかりました。ではこの柱3の施策2については、みどり税は充てていないということですね。
環 境 創 造 局	はい。
座	それでは、2番目の水田についてのお考えをお聞かせいただければと思います。ちょっとなかなか厳しい状況で、水田をこのまま、政策としては必要でしょうけれど、みどり税まで充てていく必要があるのかと。
みどり政策推進 担 当 理 事	大都市横浜の中でこういった身近なところに農業があるというのが、横浜の魅力だと思いますし、先ほどご説明した市民のアンケートとかですね、ああいう意識についても非常にそこが横浜の良さであるということが出ていていると思います。そういった部分で、畑とかですね、身近な食物が育ってそれを食べているというのがもちろんなのですが、やはり根幹というか主食のお米ですので、それをやはり横浜市の中から全く身近にないというのは、非常に子どもの教育とか、そういった面からも非常にマイナスかなと思っております。水田は生産だけでなく、そういった環境を保全したり、地球温暖化に繋がるような様々な多面的な面がございますので、保全してそれを守るだけでなく、やはり水田の良さもいろんな場面で伝えていくつもりでございますし、そこで、区役所の屋上で水田体験をやっている例はあるのですが、子どもが体験したりそういったものもあるので、そういった生産だけではない、本当に子どもとかそういった方に必要なものだと思いますので、ぜひ、引き続き力を入れていきたいと思っております。
座	はい。ありがとうございます。なかなかお答えにくいところで、ちょっと苦しいと

		ころもあるのですが。またこれ来年度も多分ご議論させていただくことになりますので、またその時に説得力あるお答えをいただければと思います。はい、それでは委員各位…。
委 座	員 長	農の関係で一点だけよろしいですか。 はい。どうぞ。
委 員	員	みどり税でやるかどうかというのは、確かにちょっと議論しなきゃいけないと思うのですが、水田そのものを残していくというのはすごく大事だと思っていて、水田だけじゃないのですけれども、残念ながらこれからおそらく気候変動が進んでいって、食糧がとれなくなってくる時期に残念ながら入っていくと思います。可能な限り、やはり輸入をできなくなったときにどうするかということを考えたときに、可能な限りそれぞれの国あるいは地域で、自給自足の方を目指していくというのは求められていかざるを得なくなってくると思っています。特に、今儲からないから売れないから、という経済的な合理性で判断する時期は、多分これから見直しが迫られると思っているので、そういう意味ではみどりのこの中やるかどうかというのは、議論は置いておきまして、水田とかを維持していくということに関しては個人的には非常に賛成しています。
座	長	はい。ありがとうございます。応援が出ていました。はい。それではお待たせしました、柱2を今優先的にやってまいりましたけれども、それ以外のところで、特にまずは柱1が一番核心ですので、この点でご質問・ご確認おありの委員お願いをいたします。
委 座	員 長	はい。 はい。お願いします。
委 座	員 長	別紙3の21ページは柱1ですか、違いますか。 柱1です。
委 員	員	ちょっとどの柱がよく分からなくなって。緑地保全制度の指定の拡大というところで、この持っている人ですよ、所有者というのがどうすれば指定しようとしていますかという問いへの答えとして、ここでは一番上に申請手続きが簡単だったらいいのだというふうになっているのですけれども、でも一番多いのはそうではなくて、剪定とか伐採に対する助成とか、倒木とか枯れ木処理に対する助成となっているので、こっちの方が決め手っていうか、大きなところにあるというふうにするのですけれども、例えばこういうところに予算を充てていくような考えがあるのかどうかというのが2つ目です。それに関連してなのですが、別紙3の4ページ、44ページのところですけれども、お聞きしたいのは指定、41ページは指定の話をしているのですけれども、もう一個買取りの話もされているのですが、横浜市が買ってしまっって横浜市で管理するっていうのと、誰かが持っているところを指定させてもらおうというふうな形で2つ方策があると思うのですけれども、市としては指定と買取りのどちらを重視しているのかというか、ケースバイケースだというたぶん答えになってくると思うのですけれども、我々としてどちらの方を大事に見ていったらいいのか、もし指定なんだ、ということになると買取価格、買取りのお金を助成に回したら、伐採とかに対する助成に回したらどうですかみたいな話になっていくと思うので、そのあたりに関して教えていただければありがたいです。
座	長	お願いいたします。
政策調整部長		はい。まず1点目の、21ページのところについてですね、市民・企業との協働ということでご質問ございましたけれども、今50ぐらいある市民の森では愛護会というの

	<p>が組織されていまして、地元の方々ですとか、古いタイプですと土地所有者、その樹林地の所有者の方が自ら愛護会という形でボランティアに参加をさせていただいて、森の保全活動をしているケースですとか、あとそういった活動が向上してNPO法人化されている団体も数は少ないですけれども市内にございます。ただ企業との協働ということでいうと、下の川崎とか東京の例で出しているような形で、さらに少し先の先進的な取組になってくると思いますので、そういったところは今具体的にどの企業というのではありませんが、例えば企業さんの組合活動でボランティア活動をしたいというような申し出というのは、割とぼつぼつあるものですから、そういったものですとか、具体の今候補としてはないですけれども、そういった企業については、今後一緒に取り組んでいけるところっていうのを進めていきたいというふうに考えているところがございます。</p>
<p>委員</p>	<p>できそうな見通しはあるということですか。</p>
<p>政策調整部長</p>	<p>なかなか難しいと思いますけれども、企業さんのほうも今すぐ環境に対しての施策というのは企業のIR報告ですとかそういったところのポイントにはなってくると思いますので、そういったところに私どもがどういうふうにインセンティブを効かせるか知恵の絞りどころだと思いますけれども、やっていけるのではないかなというふうに思っております。2点目の41ページになりますけれども、樹林地の維持管理について、委員ご指摘のとおりで、指定を受けるとき、それから助成を受けるのにどういう支援が充実していればいいのかということで、上3つの回答についてではなくて、4つ目に着目するのはなぜかということだとは思いますが、上の3つ、伐採についての助成というのは、もう1期目のときからずっと取組んでおりまして、それを2期目、3期目でこの声がいつまでも継続してずっと根強くありますので、そういった対象ですとか、件数を増やしたりということで、2期目、3期目というように拡充をして対応はしてきているというところがございます。そうしている中でも3期続けてくるなかで、申請がやはり私どもも先ほどからの議論にありますように、税金での助成をするっていうことでやりますので、そこの担保性といいますか、確実に実行されているっていうことを確認するというのは、どうしても手続き一定程度必要ですので、その手続きがすごくある意味面倒だという声がこの4点目の声になります。ですので、次の形としては、そういった点にもう少し何か、もう一つ差し伸べることができれば、支援に繋がって、それが意味指定の拡大にも繋がっていただろうというところで、こういったところが重要ではないかというのが今の考え方でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ということは、助成は継続しながら、でも今度の期は41ページの回答の4つ目についてもあわせてやるという理解でよろしいですね。</p>
<p>政策調整部長</p>	<p>はい。そのとおりでございます。あと最後の、43ページですね。今ご指摘いただいたのは大事な点だと思うのですが、指定と買取りどちらに重きを置くかというところかと思いますが、基本的な考え方としましては、私ども指定をすることで基本的には横浜の樹林地、基本的には民有地がほとんどです。公有地ですと私ども公園で持っている樹林地とかは当然なくすことというのは基本ないのですが、やはり不安定なものは民有の樹林地にあります。そういったところを私たちの施策としては、まず指定をして契約なり都市計画なりで、手法はいくつかありますけれども、指定をしてこれ以上減らないようにまず止めるというのがまず一義的に大事だというふうに思っています。ただ、この計画のスタートからそうですけれども、指定をしたとしても、やっぱり具体的に言うと相続が起きたときが一番大きいですが、相続が起きたときにどうしても樹林地を売らないと相続税が支払えないというような状況が起きたとき</p>

	<p>に、どうしても処分される財産として、樹林地が処分されるということが多くて、そこが横浜市の樹林地が減ってきた主な原因かなというところがありますので、それを抑えるために、このみどり税をある意味いただいて、確実な担保ということで、最終的には公有地化をして緑として確実に将来に向かって担保していこうというところで行きますので、順番としては指定をした上で、必要な分は買取りをして公有地化して確実に担保するというようなことですので、どちらが優先順位が高いというよりかは、順番としてそういう形で進めているというところがございます。</p>
座長	<p>今の第3点目については、これ税制調査会からすると、新税を超過課税で市民からいただくときに、市民が何をもちて満足するかなと。あるいは納得するかなということを見ると、やはり何かモノを市として買って残る、きちんと保全ができると、他の柱2・柱3よりもやはり買取りというところに重点を置いた方が、市民が新税に対して納得してくれるだろうという考えが、我々の方としてあったということです。その上で今のようなご説明があるということになります。</p>
委員	<p>まずコメントですが、相続のときに、樹林地を処分して税金を払うという話になると、CMは樹林地の所有者よりも税理士先生たちに向けてやった方がいいですね。樹林地の相続だとほぼ間違いなく他に家屋敷もあつたりして相続税の計算をして納税するはずですから。そのときに民間のデベロッパーに売らずに横浜市に声を掛けてほしいと。あとは買取価格が納得できるかどうかというビジネスの話になると思いますけど。</p> <p>もう一つ伺いたいのは、買取りか助成かという話ですが、別紙3の43ページの赤枠囲いに138.2ヘクタールを買入れました、「みどり税を活用して取得できた」って書いてあるので、とても頑張りましたという感じに私には見えるのですが、138ヘクタールもあると年間の維持費とか管理費はどれぐらいかかっているのでしょうか。それはここに入っているのですか。買い取った値段がこれだけです、累積でこれだけですよというのは出てくるのですが、買い取った樹林地は放置しているわけではないので、横浜市のコストで維持管理しているはずですよ。その累積の総額っていくらぐらいになるかを知りたいです。それと、買い取らずに。所有者に所有してもらって、緑地保全制度による指定をして助成だけを出しているのと、どちらがパフォーマンスが良いかという点について、説明お願いできますか。</p>
みどり政策推進担当理事	<p>はい。数字は確認してお答えしますが、感覚的にはなりますけれども、樹林地の所有者ご自身にお持ちいただく方が、市の負担は少なくなります。維持管理に関する助成金の上限は200万円程度で、本当はもっとやらないといけないうのかもしれませんが、横浜市が支援をしております。これが、市の所有に変わりますと、まず近隣の方から苦情がきます。今まで手入れしていないものがほとんどですから、やはり周辺の樹木の整備や、場合によっては防災工事のようなものが必要になり、さらに良好な樹林地として維持するためには、間伐なども必要になりますので、それについては結構なお金がかかります。これについては、もともとやっている部分で足りない部分は、みどり税で維持管理させていただいておりますので、言うなればだんだんそのウェイトというか、ボリュームが増えてきています。なおかつ、樹林地を保全したら、なるべく使っていただこうと、良さを感じていただこうという観点で維持管理もするようになっていきます。その上で楽しんでいただいて、日常の管理は愛護会でやってもらおうと、そういう目論見でやらせていただいております。事業費に関しては改めてご説明いたします。</p>
みどりアップ推進	<p>事業費についてですが、5か年の計画事業費ですが、先ほど言いました買取りに関</p>

部	長	しましては、約362億円となっております。良好な森の育成ということで、森の多様な機能に着目した森づくりの推進ということでは、全体で約30億円という形になっております。その中で、先ほど言いました指定した民有樹林地における維持管理助成の金額ですが、5年間で5億3,000万円という形になっております。
委	員	面積は？
みどりアップ推進部	推進長	面積ではなくて、維持管理助成の金額となっております。
委	員	その助成している対象の樹林地の面積を知りたいです。要するにこの「みどり税を活用して取得できた樹林地」の面積とされている138.2ヘクタールより多いか少ないかということですね。
みどりアップ推進部	推進長	指定面積ですので、138.2ヘクタールよりは相当多い形にはなりません。
委	員	わかりました。それで、民有地の指定した樹林地における維持管理助成の金額は5年間で5億3,000万円ほどしか出ていなくて、買い取った方は30億円出ている。6倍出ているわけですね。そうするとコストパフォーマンスが良くないですね。
座	長	買い取ったものは資産ですから。
委	員	問題なのは、所有権が誰にあるかではなくて、緑地が維持できているかが問題なわけですね。だからそのための手段としては、保全制度で指定して助成しますもあり、あるいはもう所有者が手放したいときにデベロッパーにいかないように横浜市で買い取っているということもあり、ということですね。
みどりアップ推進部	推進長	個人で持たれているような樹林地に関しまして、必要最低限の手入れをするという形でやられております。横浜市が所有した樹林地に関しましては、一部市民の森のような形で一般に公開するような形になりますので、園路を作ったりですとか、安全性がしっかりするような形で木道を作ったりですとか、そういう部分も含めた形の金額になっておりますので、やはり一般的に、民間・個人の方が持たれているような樹林地よりは、やはり維持管理経費というのはかかってきます。
委	員	つまり、所有者の責任を担保するためのコストもあるし、それ以外に付加価値つけている部分もあるということですよ。だから付加価値の部分は、緑の維持とはちょっと文脈が違うような気がするのですが、付けちゃいけないと言っているのではないですよ。その議論を整理すると、いくつかの階層に分かれているような気がするのです。重要なのはみどりの保全であって誰が所有しているかはその次の問題だともうのですね。市が買い取ると将来に亘る維持管理リスクも市が負うわけですから、それも評価の対象にしないと、私有か市有かは単純には議論できないですね。
座	長	パフォーマンスの比較が難しいのは、〇〇委員が先ほど第2点目でご質問されていた、「条件次第では樹林地として残したい」という方に対して「何が今足りないですか」という質問への回答のところ、助成が不足しているって出ていることもありますよね。ですから、ここを本当にやれば、民間に樹林地を持っていただいている場合でも、もう少しコストは上がりますし、単純にどちらがパフォーマンスがいいのかという比較はなかなかちょっと難しいかなと思います。
委	員	現状でどちらがいいかっていう話ではなくて、みどり税を使って、あるいは一般財源を使って、どこまで緑を維持するかの水準の話だと思うんですよ。
座	長	もちろん。それ最終的にはそうですね。
委	員	だから、付加価値までつければというのであれば、それは民間の樹林地でもお金を使いますから、出しますから付加価値つけてくださいと言えば、つけてくれる所有者

	もいらっしやるでしょうし、あるいは市の所有であれば自分ところで決めればいだけだから、付加価値つけるかつかないかは予算次第という話になるかもしれない。
座長	はい。ここの部分が一番核心ですので、ちょっと一つの我々が聞きたいのは、別紙3の43ページのこの図が、これが一番核心的なところになるのですが、第1期、第2期、第3期でかなり変動が大きい。第2期の買取事業費が少ないわけで、これもおそらく政策とか何だとかというよりは、いろんな社会情勢だとか、あるいは相続の発生状況とか、そういうことも関係してくるのかなと思います。まずはこの変動理由が何かわかれば教えていただければと思います。なぜこれを聞くかという、買取りが発生する可能性のある樹林地が440ヘクタールありますというお話なので、そういったことも踏まえて、次期取組について検討しましょうというお話にもなるのかなと思いますから、そこを聞いておく必要があると思っています。その面積の推移の予測について、少しずつ減少する見込みが示されていますが、その延長で見ると何十年も先まで行ってしまうのではないかという気もしないでもないのですが、このあたりの見込みの変動理由についてお考えをお聞かせいただければと思います。
政策調整部長	はい。買取事業費について、1期目の2009年から2013年までの期間は、5年区切ったときにも確かに、1期目が他の期と比べても多いというのは確かにあるのですが、具体的な数字の比較を行っているものではないのですけれども…。
座長	肌感覚でいいです。
政策調整部長	委員が今指摘された、買取りの相続の発生具合というのはこちらコントロールできないところというのが、まず一つ大きくあることと、それからこの別紙3の43ページのグラフについては、事業費単位で出していますので、例えば市街化区域のところで相続が発生をして買取り申し出があると、それだけでかなりの額が出てきますので、そういったことの変動要因がグラフに現れているのかなというふうに思っています。あと、全体的にその額が縮んできているというのは、基本的な樹林地の価格がこの5年毎の単位で考えますと、特に市街化調整区域についてはかなり下がってきているというところもありますので、そういったところが5年単位の山の低くなっていく状況としては影響があるのかなというふうに考えてございます。ですので、今後の見通しというところでいきましても、やはりその見極めがとても大事で、相続のコントロールはできませんが、ある程度今の計算でも過年度指定して買取対象になるものに対してどれぐらいの割合が毎年出るのかということ推計していくしかないのですけれども、それが当たるか外れるかというのは正直わからないところはございますけれども、やはり大きく効いてくるのは金額、買取価格の変動等がありますので、そういったものは注視しながら最終的な事業費というのは決めていきたいと思っています。
委員	樹林地価格の計算というのは固定資産税の評価額ですか。
政策調整部長	買取りの実績でやっています。
みどり政策推進担当理事	実際に買った価格の実績の平均のような形です。
委員	そうすると2012、2013、2014年にかけて買取事業費が大幅に落ちるところの説明がつかないような気がするのですけれど。
政策調整部長	その辺りは恐らくですけど、さっき言ったピンポイントで高い案件があったかなかったかというところが大きく効いてると思います。
委員	2012、2013年あたりですか。価格の高いところを買っていた。
みどりアップ推進部長	あと大きな企業が持っていた樹林地を買った時期がちょうどその頃になります。

委員	面積も大きかったのですか。
みどりアップ推進部長	はい。
委員	なるほど。
みどり政策推進担当理事	ちょうど44ページのスライドが買い取った面積ですので、2012、2013年あたりはやはり価格が高いところがあったというふうに見えますね。
座長	買い取った面積の推移にはそれほど大きな変動が見られない。
委員	買取事業費は、43ページのグラフだと2013年がピークだった。
座長	そうしますと、前回我々の方から宿題として出ささせていただいた市内の樹林地に係る地価の動向というところからすると、今のご説明からすると市街化調整区域と市街化区域で単価が大きく違うというのが一つと、もう一つからすると、市街化調整区域については単価が下落傾向だということですね。その上で残りの440ヘクタールのうち、今後5年間の買取りを見込むと44ページのグラフのようになるということですね。来年度に向けての宿題といたしますか、ぜひお示しいただきたいのは、仮にみどり税を継続しないということになると、一挙にこの買取り分を一般財源でもたなければいけないと話になってしまいますので、そこがやはり核心的な情報になるかと思えますので、ぜひ来年度4月以降にお願いいたしたいと思えます。委員各位いかがでしょうか。はい、お願いします、〇〇委員。
委員	ちょっと話題がずれるかもしれないのですが、今後、超長期に考えた場合に管理費をどうするかということで、都市公園なんかは最近Park-PFIということで、スターボックスが入っている公園が増えているのですが、市民の森とかを整備するという中で、そういうPFI的な発想みないものはご用意があるのでしょうか。
みどり政策推進担当理事	やはり樹林地の利活用という部分を非常に高く求めていらっしゃる市民の方も多いですし、一方で、手つかずの自然をしっかりと残すべきというような方もいます。その辺の折り合いをつけながらだと思えますが、例えば事例として、新治市民の森という大規模な市民の森がございますが、みどり税が始まる前に、大きな相続が発生しまして、都市公園としてその土地を買い取り、逆に都市公園だからできる駐車場とか体験施設とかをつくりまして、今見ますと非常に利活用も盛んで、樹林地の活用も進んでいるような状況がございます。そんなところも想像しながら、やはり民間のそういう少し商業系の、または資本系みたいなところで、いろんな活用により維持管理経費の少しでも足しになるような形で、市民サービスを向上するというのは、ある部分ストックが大きく、40か所ぐらい市民の森ができてまいりましたので、検討すべきタイミングかなというふうには思っております。その辺りについて、まだ具体的な議論には進んでいないのですが、考えていかなければならないという視点だと理解しております。
委員	純粋な私有を離れて保有するにも、いきなり市有ではなく、たとえばトラストでもいいのではないですか、信託でも。日本の景観保護の出発点はトラストでしたから、信託も使えると思います。いまどきならクラウド・ファンディングなんかもあるかもしれませんね。古い言葉でいえば、PFIですかね。以上です。
座長	はい、ありがとうございます。柱1についていかがでしょうか。よろしいですか。それでは残りの部分といたしますか、柱3には、あまりご説明のボリュームもありませんでしたが、本日いただいているのは次期の計画の素案なので、財源の内訳であるとか、あるいは予算配分の話がわからないのですが、少し何か柱3について簡単に教えていただけることってありますか。

政策調整部長	大卒の説明になりますが、別紙2の表でいいますと、一番下が柱3「市民が実感できる緑や花をつくる」ということでいきますので、基本的には今の取組、事業1から4までございますけれども、少し施策の中での組替えはありますけれども、現行計画から大きく変わるところではないというふうに考えております。
座長	はい。委員各位何かご質問あれば、はい、〇〇委員お願いします。
委員	2点質問させていただきます。2027年に国際園芸博覧会が横浜の上瀬谷あたりで開催されるということですが、国際園芸博覧会の件が、今度の素案の別紙1の32ページに書かれているのですが、32ページの概要の第2段落に「2027年国際園芸博覧会の開催も見据え、多くの人を訪れる市街地や、生活に身近な住宅地などでの緑や花の創出、育成を進めます。」という件があるので、関係があるだろうと思っているのですが、まずその博覧会にみどり税が使われるのかということと、博覧会が終わった後は何かに使われることになると思うのですが、それはどういう予定になっているかも、もし分かれば教えてください。
みどり政策推進担当理事	園芸博覧会にはみどり税を使う予定はございません。園芸博覧会は、世界レベルの大きな博覧会を横浜でやるということでございますので、私はみどりアップで行ってきた今までの成果を世界に示す絶好のチャンスかと思えます。博覧会の中で、何らかの形でみどりアップで行ってきたことを、横浜市を取組ということで紹介していきたいという思いはあります。特に、横浜は市民力が非常に盛んなところで、例えば緑化にしる樹林地の愛護会にしる、多くの市民の方々が活動しておりますので、そういった方々が園芸博覧会で活躍する場も設けたいと、これはまだ博覧会の計画が定まっていないうちで十分な形にはなっておりませんが、そういう調整を進めてきているところでございます。会場となるのは65ヘクタールの広域公園になります。公園の整備を行って、博覧会をやって、後に公園の跡地をまた公園で整備して使うという形になりますが、先ほども言いましたように、これからの環境行政をテーマにした博覧会ということですので、市民の方々の活動を紹介しながら、その公園の中で引き続き拠点として、市民活動の発信拠点になればいいのかなと、そんな思いで今進めている状況でございます。
委員	博覧会にみどりアップ計画の一般財源は入るのですか。
みどり政策推進担当理事	直接入れるつもりはございません。
委員	周辺整備には入る？
みどり政策推進担当理事	会場と横浜市全域で、やはりこうして市を挙げて緑の取組をアピールするという部分においては、関係性はあると思うのですが、会場の中で我々の事業を持っていくということではなくて、会場とは別に、市域全体でみどりアップを紹介するというような形を考えております。
委員	なるほど。
みどり政策推進担当理事	分けてはいるのですが、やはりみどりアップで行ってきた取組とか市民活動をアピールする絶好のチャンスだと思いますので、そこはうまく活用したいと、整備は公園整備で基本的にやりますので。ただ、まだ計画がはつきり出ていないので、そういう話をしているということでございます。
座長	むしろ我々からすると、もし国際的に海外からいらっしゃるのであれば、ローカルで緑のために税金を取っている国なんて一つもありませんので、大宣伝していただければと思います。はい。いかがでしょうか。本日のところ、残り何なりと残っているところがあれば、よろしいですか。はい。

委 座	員 長	よろしいですか。 はい、〇〇委員お願いします。
委 員	員	1点だけ、今回はこういう試みだということで、ある意味でいくと来年度に向けた前段階の議論になったかと思います。今後、実際にこの税制調査会で議論するということになる、これは座長も最初におっしゃっていましたが、みどり税という税金を取っていますので、その収支についてはきちんと管理するというので、特別会計を用意しているはずなので、その特別会計の中でみどり税に使う事業はこれですと、みどり税以外の事業はこれです、という区分けをして管理していて、その中でどの事業に対してみどり税がどれだけ使われているかというのを、その特別会計の中では、きちんと管理をされていると思いますので、この議論をするときには、その資料をぜひ用意していただきたいということと、それからそれについて議論を私たちは進めていくということが、実を言うと税制調査会の主たる任務と考えていますので…。
委 員	員	そうですよね。予算書が出てもいいくらいですよね。
委 員	員	予算書も決算書も用意されて、管理されているので、その決算書を出して、結果こうですよという話を私たちとしてはしていきたいと考えていますので、ぜひそういう努力をよろしくお願ひしたいと思います。要望です。
委 座	員 長	座長に代わってまとめていただきました。次年度4月から5回・6回と重ねますので、ぜひよろしくお願ひをいたします。我々かなり突っ込んで厳しいことを言うこともありますけれども、全員、緑が大好きで応援したいと思っている気持ちは間違いありませんので、ぜひ誤解なきようにお付き合いいただければと思います。本日は丁寧なご説明どうもありがとうございます。また4月以降、何回にもわたってとなりますが、お願ひをいたします。どうもありがとうございます。 では、環境創造局がご退室された後に、議題2について、事前に委員各位には、資料・報告書の案を読んでいただいていますので、また、〇〇委員からありがたい修正が入っておりますので、その説明をした上で、皆様方にご了解をいただければというふうに思っております。
<<環境創造局退室>>		
委 座	員 長	はい、それでは今しがた申し上げたとおり、議題2についてです。 我々はかつてみどり税を集中的に審議していて、その間の年はあまり審議をしていなかったのですが、毎年毎年、やはり税制調査会の名にふさわしいような報告書を出しましょうということでこの3年間やってまいりました。今年のテーマが個人住民税ということで横浜市の基幹税になります。これについて、全部やると難しいので、最近話題の3論点ということで、〇〇委員の方からはご意見も出て、皆さん納得しつつも、やはり税制調査会という時流に乗るところも必要ですので、3つの論点について委員各位にご意見をいただきました。オンラインでの会議が続いて、ご発言されにくい部分もあって大変申し訳ありませんでしたが、ようやく相当なボリュームになって恥ずかしくないものが出来上がったかなと思っております。これについて委員各位にお目通しいただいた上で、ご了解をいただこうというふうに思っております。その上で、〇〇委員から昨日2度にわたって修文のご依頼がありました。先ほども申し上げたように、それ以前にちょっとこのテーマについてもっとしっかりと検討した方がいいというご意見もあり、真摯に全員でその通りと、特に財政学の立場以上に、やはり租税法の立場ですと、ありえないというようなご意見もあって当然だろうと私も思っております。ただそういうこともありつつも、自治体関係者の間で、やはりなんとか住民を増やしたい意見というものもありますので、取り上げたということに

	<p>なります。今1枚紙で、お手元にお配りしてはいますが、二地域居住に関する「本調査会における議論」の2番目のご意見、〇〇委員がご発言いただいたところで、ここのことについて、法律上の住所は民法その他の関係法令では1か所とされているということであって、ちょっと釘を刺しておいた方がいいということです。結論からしますとそこに書いてあるとおりです。そしてもう一つは、これもきちんと定義した方がいい、テレワークでたまたまいるから、というようなものを生活と言ってはいけないというのが〇〇委員のご見解で、そこにあるお言葉のとおり、直しましょうということです。</p>
委 員	<p>これは、現行法を前提にすると、ということです。立法論であれば別の話で、住民税の根拠は何かという話から始めなければならないという、以前申し上げた話です。</p>
座 長	<p>はい。政策論ではなくて、現行法を前提とする法律論だということにビシッと書いといた方がいいというご意見です。よろしければこれで修正案をいただきたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>それでは全体を通して、既にお目通しをいただいております。委員の皆さまの総意で、特に金融所得課税については、やるべきだという強い言葉にもしてありますし、現行課税についてはやるべきなのだけれど難しいところもあるというようなニュアンスも出させていただいて、市町村の税制調査会として真つ当な、適正な報告書が書けたかなというふうに思っておりますので、これをもって今年度の報告書ということにさせていただきます。ありがとうございます。それではこれで、地方税の重要な税目に係る検討について、3年目の報告書を取りまとめることができました。来年度については、この3年間続けてきた各税目の検討を少し一回お休みせざるを得ません。来年度については、早い時期から複数回の会議を予定されているようですが、みどり税の如何、継続するのかわからないのかということについて議論していくことになるのかなと思います。この今やってきた個々の税目を点検するという点については、来年は1年お休みして再来年からまたという形になるかと思っておりますので、何かご提案や取り上げた方がいいということあれば、改めてお教えいただければと思います。</p> <p>本年度については、この報告書のとりまとめをもって税制調査会の終了ということになります。私からは本年度、本当にオンラインでしかできないというなかなか厳しい状況の中で忌憚のないご意見をいただきまして心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、本年度の税制調査会はこれにて終了になります。報告書について、今ご承認いただいたものは綺麗にした上で、ホームページで公開という形になっていますので、その時点でまた後で委員各位それぞれに印刷したものを送付させていただきます。それでは、来年度はちょっと日程的にも厳しいですが、我々やはり市民の代わりにみどり税の今後、意見を言うという立場ですので、充実して前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。本年度はどうもありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。</p>
税 制 課 長	<p>事務連絡だけさせていただきます。今、座長からお話しがありました通りですが、来年度は大きなテーマも控えております。日程は詰め気味でお願いすることになりますが、議題等の詳細は新年度に入ってから改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。報告書につきましては、今座長からお話しがありましたとおり、この後ホームページ等で公表してまいります。今日の議事概要につきましても、また皆様にチ</p>

チェックしていただいた上で、公表してまいります。今年度は4回にわたり、大変熱心かつ活発なご議論をいただき、ありがとうございました。また、来年度は、会議回数が増えてまいります。委員の皆様には大変お手数おかけいたしますが、引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。ありがとうございました。